

指定管理者による管理運営状況評価制度について

1 評価制度の目的

- 指定管理制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施し、その結果を管理運営業務に反映していくことで、都民サービスの一層の向上を図っていく。

2 一次評価（所管局による客観的評価）

- 施設の設置目的などを踏まえ、最も効果的に管理運営状況の評価できる複数の確認項目を設定し、果たすべき業務の水準の達成状況を、3段階で評価を行う。

・「水準を上回る」	2点
・「水準どおり」	1点
・「水準を下回る」	0点
※「都の政策と連動した事業の実施」、「都の実施策への協力・貢献度」の各項目は、配点を2倍とする。	

- 全確認項目で中位の評価（「水準どおり」）を受けた場合の合計点を標準点として、各確認項目評価の得点の合計点に基づき、一次評価を決定する。

評価	確認項目評価の得点の合計点
S	「標準点の1.33倍（小数点以下切上）」点以上
A+	「標準点の1.25倍（小数点以下切上）」点以上 かつ 「標準点の1.33倍（小数点以下切上）－1」点以下
A	「標準点の0.88倍（小数点以下切捨）＋1」点以上 かつ 「標準点の1.25倍（小数点以下切上）－1」点以下
B	「標準点の0.88倍（小数点以下切捨）」点以下

3 二次評価（評価委員会による専門的な評価）

- 評価委員会を設置し、各種資料をもとに一次評価の内容について検証し、管理運営状況、事業効果その他について専門的な評価を行う。
- 審議は原則公開するものとする。
- 指定管理者のサービス水準の向上、効率的な運営の推進等に関する助言を行うことができる。

評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A+	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
A	管理運営が良好であった施設
B	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

- 「S」評価は、指定管理者の経営努力に対するインセンティブを働かせるために、特に優れた取組を行い、成果をあげている指定管理者を評価するために用いることとする。

「B」評価は、指定管理者が利用者の立場に立って、日常業務のチェックや改善に継続的に取り組んでいくことを促していくという本評価の趣旨を踏まえ、管理運営がおおむね良好であっても、その一部に改善を要する点が認められた事業者を評価するために用いることとする。

4 総合評価（所管局による総合的な評価）

- 二次評価結果に基づき、総合評価を決定する。

5 評価結果の公表

- 総合評価の結果については、施設名や評価内容、評価委員会委員の氏名等を公表する。